



マイナンバー（個人番号）提供のお願い

申請時に、必要な方全員のマイナンバー等を提供いただくことで、特定医療費（指定難病）支給認定の申請に必要な添付書類の一部を省略することができます。また、登録者証（指定難病）の申請をした方については、登録者証をマイナンバー連携の形で発行します。

以下の注意事項をお読みいただき、必要な書類をご用意のうえ、特定医療費（指定難病）支給認定／登録者証（指定難病）申請書類とあわせて提出してください。

<必要書類>

（１）提出いただくもの

- ・マイナンバー（個人番号）提供書（別紙）

（２）提示いただくもの

①受診者（受給者）が提出する場合

【提供するマイナンバーの確認】	【受診者（受給者）の本人確認】
以下のいずれかを提示してください。（全員分） ・マイナンバーカード ・通知カード※（個人番号通知書は不可） ・住民票（マイナンバーの入ったもの）の写し	以下のいずれかを提示してください。 ・マイナンバーカード ・顔写真入りの身分証明書（運転免許証など） ・顔写真のない身分証明書２種類（住民票、健康保険証など）

②受診者（受給者）の代理人（ご家族等）が提出する場合

【提供するマイナンバーの確認】	【代理人の代理権の確認】	【代理人の本人確認】
以下のいずれかを提示してください。（全員分） ・マイナンバーカード ・通知カード※（個人番号通知書は不可）※ ・住民票（マイナンバーの入ったもの）の写し	マイナンバー（個人番号）提供書にある「委任状」欄に記入、押印してください。	以下のいずれかを提示してください。 ・マイナンバーカード ・顔写真入りの身分証明書（運転免許証など） ・顔写真のない身分証明書２種類（住民票、健康保険証など）

※通知カードは、記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）に変更があり、令和２年５月２５日以前に変更手続きが行われていない場合は、利用できません。

裏面も必ずご参照ください。→

<特定医療費（指定難病）支給認定について>

（１）マイナンバーの提供により省略可能となる書類

- ・ 住民票
- ・ 市町村民税課税（非課税）証明書
- ・ 医療保険の資格情報が確認できる書類（ただし、新規申請時・保険変更時には、受診者（受給者）本人分のみ提示が必要となります）

（２）マイナンバーの提供が必要な方

- ・ 受診者（受給者）本人および自己負担上限月額を算定する際に基準となる世帯員（支給認定基準世帯員）全員分

※受診者（受給者）の加入している健康保険の種類によって、「支給認定基準世帯員」に該当する方が異なります。以下の表をご確認ください。

受診者（受給者）本人の 保険の種別	支給認定基準世帯員
<u>国保</u> （国民健康保険） ※市町村国保	・ 住民票上の同一世帯で、 <u>同じ国保</u> に加入している方全員
<u>後期高齢</u> （後期高齢者医療制度）	・ 住民票上の同一世帯で、 <u>同じ後期高齢</u> に加入している方全員
<u>国保組合</u> （国民健康保険組合）	・ 住民票上の同一世帯で、 <u>同じ記号・番号の国保組合</u> に加入している方全員
<u>被用者保険</u> ※全国健康保険協会 健康保険組合 共済組合 船員保険 など	・ 保険の『被保険者』 （受診者本人が被保険者の場合は、該当なし）

※ いずれの保険の場合も、15歳未満は原則支給認定基準世帯員とみなしません。
ただし、受診者（受給者）は15歳未満であってもマイナンバー提供が必要となります。

【重要!】以下の場合は、マイナンバーの提供があっても「市町村民税所得課税証明書」の提出が必要となります。

- ① ご加入の健康保険が、被用者保険で被保険者の市町村民税が非課税の場合
- ② ご加入の健康保険が、国民健康保険組合（国保組合）の場合
- ③ 受診者（受給者）本人・支給認定基準世帯員の中に、市町村民税の申告をしていない（未申告）または市町村民税の申告をしているかどうか分からない方がいる場合
　　<未申告の場合が多い例>
 - ・ 前年に収入がなかった方（専業主婦（夫）や学生など）
 - ・ 障害年金や遺族年金など非課税収入のみの方 等

【マイナンバーにより税情報の取得ができなかった場合の取扱い】

- ・ マイナンバーによる照会を行ったところ、市町村民税未申告等により、市町村民税の情報の取得ができなかった場合には、後日「市町村民税所得課税証明書」の提出をお願いする場合があります。
- ・ ご提出のない場合には、階層区分（自己負担上限月額）が「上位所得」となる可能性があります。
（「上位所得」となった受給者証が届いた後に階層区分の見直しを希望する場合は、必要な方の市町村民税所得課税証明書を添付のうえ、変更申請を行ってください。）